

6 教員不足の解消に向けた対策

1 給特法の見直し等、教員の処遇改善

【提案内容】

提出先 文部科学省

教育の質の維持向上のため優秀な人材を教員として確保することができるよう、その職務の専門性や勤務時間に見合った処遇とする給与制度の見直しや奨学金返還支援の学部段階への拡充などを速やかに進めるとともに、制度の見直し等に当たっては、地方への過度な負担とならないよう、国において必要な財政措置を講じること。

◆現状・課題

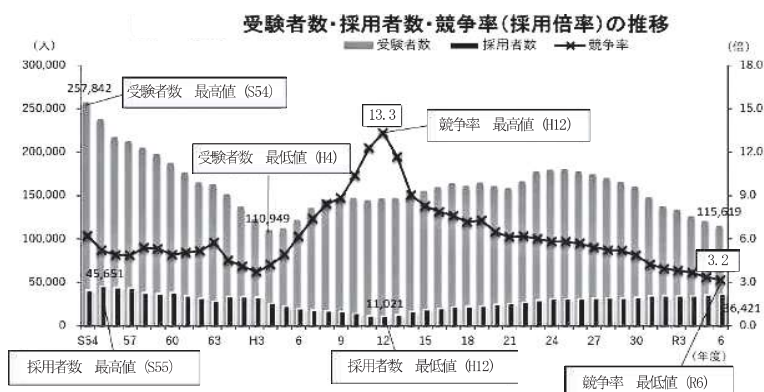
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）により、教員は、時間外勤務手当が支給されない代わりに、教職調整額（給料月額×4%）が支給されているが、この4%は、昭和41年の勤務実態調査による超過勤務時間相当の割合としており、現在の教員の勤務実態と大きく乖離している。

令和3年度に国が実施した調査により、教員不足の憂慮すべき実態が明らかとなり、本県においても、全ての校種において、教員不足が生じている。児童生徒等に充実した学びを保障し、学校が持続的かつ魅力的な組織であるため教員不足の解決を図ることが急務となっている。教員不足の解決のためには、教員の就労条件を改善し、学校の勤務環境が「ブラック」であるとのイメージを払拭する必要がある。

給与制度については、教職調整額の率を令和12年度までに10%に引き上げるなど、見直しを行っていくことが示されているところだが、教職調整額の引上げ等については、地方負担分の予算の確保が課題となる（現行の義務教育費国庫負担制度による国の負担は3分の1にとどまる）。

また、国は大学院を修了し教員となった者の、大学院に係る奨学金の返還支援を実施しているが、一部の地方自治体が行っている学部段階の奨学金の返還支援についても、自治体間格差が生じないよう、国が全国一律で対応する必要がある。

1か月平均の残業時間の推移		
	昭和41年 勤務実態調査	令和4年 勤務実態調査
小学校	約8時間	約41時間
中学校		約58時間



(出典：文部科学省「令和6年度（令和5年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況について」R6.12.26）

◆実現による効果

教員の処遇が改善されることにより、教員が魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教員自身も誇りとやりがいをもって働くことができる。

その結果、質の高い教員の確保と効果的な教育活動が期待でき、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現できる。

（神奈川県担当課：教育局教職員企画課、教職員人事課）

2 学校における働き方改革の一層の推進

【提案内容】

提出先 文部科学省

教員が児童・生徒への指導等に注力できる職場環境を整備するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な支援を担う人材やスクール・サポート・スタッフ等の教員の役割を分担する人材を、**全ての公立学校に常勤職員として配置できるよう措置するとともに、更なる教員定数の改善を図り、学校における働き方改革を推進する取組に対する財政支援を行うことにより、働き方改革を加速化する措置を講じること。**

◆現状・課題

働き方改革を推進する取組の一つとして、国は平成 30 年度から教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ（SSS））の配置支援を実施している。本県では、政令市を除く市町村立学校全校に SSS を配置し、また、令和 6 年度からは、新たに教頭マネジメント支援員の配置が始まり、本県では、小中学校 23 校（令和 6 年 12 月現在）に配置している。

これら支援スタッフは、働き方改革に一定の効果が見られるが、配置時間数に限りがある。市町村からは更なる配置時間拡充の強い要望もあり、令和 6 年 8 月 27 日の中央教育審議会の答申も踏まえ、配置を充実させるとともに、教職員定数の改善を図る必要がある。

また、学校現場の環境を改善するため、市町村教育委員会が進める学校の働き方改革に対し、本県においても国とともに支援を行ってきたが、市町村の財政は大変厳しい状況が続く中、市町村間で取組状況に差が生じており、勤務実態は依然として深刻である。

このままの状況を放置すれば、教育の質の維持・向上に支障が生じかねないため、本県では、本来の県と市町村の役割分担を超えた、思い切った支援を行うこととし、令和 7 年度から 9 年度までの 3 年間限定の臨時的・特例的な措置として、市町村が行う働き方改革を推進する取組に対して、財政支援を行うこととした。

国においても、義務教育の教育水準の確保のため、市町村が行う働き方改革を推進する取組に対する補助金の創設など、更なる財政支援が必要である。

◆実現による効果

本県教員の一人当たりの勤務時間を SSS 配置前後で比較すると、週 8.4 時間、教頭の時間外勤務時間数を教頭マネジメント支援員配置前後で比較すると、週 13.0 時間の削減が見られ、配置効果が明らかであり、常勤職員として配置することにより、更なる効果が期待できる。

また、定数改善で負担軽減、勤務環境が改善されるとともに、学校の働き方改革の取組に対する財政支援により勤務環境を改善することで、教員のイメージが改善し、志望者が増加して、質の高い教員集団の形成が見込まれ、子どもたちの学びの保障につながる。

（神奈川県担当課：教育局教職員企画課、教職員人事課）

配置効果（文部科学省が行った勤務状況調査の結果）

令和元年度 (SSS 未配置)	▲8.4h/週	令和6年度 (SSS 配置済)
教員一人当たりの勤務時間数 55.4h/週		教員一人当たりの勤務時間数 47.1h/週
※各年度6月の任意の1週における勤務時間数		
令和5年度 (教マ未配置)	▲13.0h/週	令和6年度 (教マ未配置済)
教頭の時間外勤務時間数 72.8h/週		教頭の時間外勤務時間数 59.8h/週